

大磯町空き家等対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、適切に管理されていない空き家等を解消することで町民生活の安全・安心を確保するとともに、良好な住宅ストックの流通を促すことを目的として、空き家等の解体又はリフォームを行う者に対して、その工事費用の一部につき大磯町空き家等対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大磯町補助金等交付規則（昭和33年大磯町規則第7号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 町内に所在する現に人が居住せず、又は使用していない一戸建て住宅（土地及び工作物並びに併用住宅を含む。）であって、常時無人の状態にあるものをいう。
- (2) 所有者 空き家等に関し所有権その他の権利の行使により当該空き家等の売却及び賃貸等を行うことができる個人をいう。ただし、共有名義の場合は、全ての所有者から当該空き家等の解体工事又はリフォーム工事について、同意を得ている個人に限る。
- (3) 相続人 空き家等所有者の相続人をいう。ただし、相続人が複数の場合は、全ての相続人から当該空き家等の解体工事又はリフォーム工事について、同意を得ている個人に限る。
- (4) 入居者 所有者又は相続人との売買契約の締結により空き家等を所有することが決定している個人又は賃貸借契約の締結により空き家等を賃借することが決定している個人をいう。
- (5) 入居予定者 売買又は賃貸借に係る契約は未締結であるが、所有者又は相続人の同意が書面により得られており、解体工事又はリフォーム工事が完了するまでに売買契約又は賃貸借契約ができる個人をいう。
- (6) 登録者 大磯町空き家バンク実施要綱（令和2年大磯町告示第4号）第4条に規定する空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録した所有者、相続人、入居者及び入居予定者（以下「所有者等」という。）及び利活用を希望する者等（以下「利活用希望者」という。）をいう。
- (7) 暴力団員等 大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）第2条第2号から第5号までに掲げるもの（暴力団、暴力団員、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等）のいずれかに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者をいう。
- (8) 工事施工者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けている者又は町内に住所若しくは事務所を有する同法第7条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる者と同等の経歴を有する者をいう。ただし、解体工事においては、神奈川県から建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第

21 条第 1 項に規定する登録を受けている者をいうこととする。

- (9) 併用住宅 個人住宅部分が事務所及び店舗その他これらに類する用途の部分と一体となったものをいう。
- (10) 町税 大磯町町税条例（昭和 50 年大磯町条例第 6 号）第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定される税及び大磯町国民健康保険税条例（昭和 34 年大磯町条例第 10 号）第 1 条に規定する税をいう。
- (11) 解体工事 空き家等を解体し、当該敷地を更地にする工事をいう。
- (12) リフォーム工事 住宅の機能の維持又は性能の向上のために行う修繕、改築、増築、減築又は設備改善等の工事（併用住宅においては居住のために使用されている部分の工事に限る。）で、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他関連法令に基づき適正に行われる工事をいう。

（補助の対象）

第 3 条 補助事業は、解体工事補助事業又はリフォーム工事補助事業とする。

2 補助事業内容及び補助要件は、別表第 1 の補助事業の内容の欄及び補助要件の欄に掲げるものとする。

3 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、所有者等とする。ただし、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除外するものとする。

- (1) 交付申請時において、町税の滞納がある場合
- (2) 暴力団員等と認められる場合
- (3) この要綱による補助金の交付を受けたことがある場合（同一の敷地以外の敷地に存する空き家を除く。）
- (4) その他町長が適当でないと認めた場合

（補助金の使途）

第 4 条 補助金の使途は、前条に規定する空き家等の解体工事費用又はリフォーム工事費用とする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、別表第 1 補助金の額の欄によるものとする。

2 町は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として町が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 規則第 3 条第 1 項の交付申請は、大磯町空き家等対策事業補助金交付申請書（第 1 号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 空き家等の位置図
- (2) 空き家等の現況写真

- (3) 空き家等の建築した年が分かる書類
- (4) 空き家等の登記事項証明書
- (5) 解体工事又はリフォーム工事の見積書の写し
- (6) 空き家等であることが分かる次のいずれかの書類
 - ア 電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類
 - イ その他空き家等であることが容易に認められる書類
- (7) 空き家等の売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類（申請者が入居者又は入居予定者の場合に限る。）
- (8) 解体工事又はリフォーム工事の実施について、所有者又は相続人からの同意が得られたことを証する書類
- (9) 大磯町空き家等対策事業補助金交付に係る世帯状況届兼同意書（第1号様式の2）
- (10) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第7条 町長は、規則第4条第1項の規定により交付又は不交付の決定をしたときは、規則第5条の規定により、大磯町空き家等対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助事業等の変更等）

第8条 申請者は、補助事業等の内容に変更が生じたときは、速やかに大磯町空き家等対策事業補助金変更承認申請書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

ただし、軽微な変更については、当該提出を省略することができる。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、結果を大磯町空き家等対策事業補助金変更承認（不承認）通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 補助事業者等は、補助事業等を中止しようとするときは、速やかに大磯町空き家等対策事業補助金中止承認申請書（第5号様式）を町長に提出しなければならない。
- 4 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、結果を大磯町空き家等対策事業補助金中止承認（不承認）通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、大磯町空き家等対策事業補助金実績報告書（第7号様式）により、補助事業等の完了の日から起算して1月を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 解体工事又はリフォーム工事の請負契約書の写し
 - (2) 解体工事又はリフォーム工事に係る届出書等の写し
 - (3) 解体工事又はリフォーム工事の完了写真
 - (4) 解体工事又はリフォーム工事の領収書の写し

- (5) 廃棄物に関する処分証明書等の写し（解体工事の場合に限る。）
- (6) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し（建築確認申請が必要なリフォーム工事の場合に限る。）
- (7) リフォーム工事を行った住宅に転居したことが分かるものの写し（申請者が入居者又は入居予定者の場合に限る。）

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、規則第10条の規定により交付すべき額が確定したときは、大磯町空き家等対策事業補助金確定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 規則第11条の交付の請求は、大磯町空き家等対策事業補助金交付請求書（第9号様式）によるものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第12条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する要件を欠くことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると町長が特に認めたと

き。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に交付された補助金があるときは、大磯町空き家等対策事業補助金返還命令書（第10号様式）により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとし、返還を求める金額は、補助金の交付を受けた日から当該事由が発生した日までの期間により、別表第3のとおりとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業名	補助事業の内容	補助要件	補助対象経費	補助金の額
解体工事 補助事業	適切に管理がされていない空き家等を解体し、その空き家等解体後に新たに住宅を建設することにより、町民生活の安心・安全を確保するとともに、移住・定住の促進を図るため、解体工事費用の一部を補助する。	<p>1 次の各号のいずれの要件も満たすものとする。</p> <p>(1) 個人が所有する空き家等であること。</p> <p>(2) 居住その他の使用がおおむね年間を通してされていない空き家等であること。</p> <p>(3) 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けて建築された空き家等であるもの。ただし、耐震改修工事がなされた空き家等を除く。</p> <p>(4) 所有権以外の権利が設定されていない空き家等であること。</p> <p>(5) 国、県、又は町が行う改修に係る補助金の交付を過去10年間受けていないこと。</p> <p>(6) 補助金の交付を決定後に工事着手すること。</p> <p>(7) 補助金の申請年度内に解体工事の完了が見込まれるもの。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、町長が特に認めるものについては、補助対象とすることができる。</p>	<p>1 工事施工者を利用して実施する解体工事に要する経費とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、対象外とする。</p> <p>(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第2項に規定する勧告を受けた者が実施する工事経費</p> <p>(2) 解体工事後に行う敷地整地に要する工事経費</p> <p>(3) 他の制度等による補助金等の交付決定を受けている解体工事に要する経費</p>	<p>1 補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。</p> <p>2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

事業名	補助事業の内容	補助要件	補助対象経費	補助金の額
リフォーム工事補助事業	空き家バンクに登録された空き家等をリフォームすることにより、売却又は賃貸物件として良好な住宅ストックの流通促進を図るため、リフォーム工事費用の一部を補助する。	<p>1 次の各号のいずれの要件も満たすものとする。</p> <p>(1) 登録者の申請によるものであること。</p> <p>(2) 登録者であって、入居者又は入居予定者が申請する場合は、所有者との売買契約又は賃貸借契約の日から1年以内の申請であること。</p> <p>(3) 新築家屋に対する固定資産税の減額措置等の対象とならない住宅のリフォーム工事であること。</p> <p>(4) 国、県、又は町が行う他の補助金（大磯町住宅耐震化事業補助金を除く。）の交付対象でないリフォーム工事であること。</p> <p>(5) 補助金の交付を決定後に工事着手すること。</p> <p>(6) 補助金の申請年度内にリフォーム工事が完了が見込まれるもの。</p> <p>(7) 登録者であって、入居者又は入居予定者が申請する場合は、補助金の交付を受けた日から5年以上、町内に居住すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、町長が特に認めるものについては、補助対象とすることができる。</p>	<p>1 工事施工者を利用して実施するリフォーム工事であって、別表第2に掲げる工事に要する経費とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、対象外とする。</p> <p>(1) 併用住宅の場合は、個人住宅部分のみを対象とし、非住宅部分を有する場合は、面積で案分し、費用を算出するものとする。</p> <p>(2) 他の制度等による補助金等の交付決定を受けているリフォーム工事に要する経費</p>	<p>1 補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。</p> <p>2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

別表第2（第5条関係）

リフォーム工事対象工事

No.	リフォーム工事内容	備考
1	改築、増築又は減築工事	建築確認が必要なものは、検査済証の写しが必要
2	浴室、台所、洗面室又は便所の改修工事	ウォシュレット等温水洗浄便座のみの設置は、対象外
3	給排水衛生設備工事	リフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設宅外配管・配線工事を含む
4	給湯設備工事	
5	換気設備工事	
6	電気設備工事	
7	ガス設備工事	
8	オール電化住宅工事	
9	屋根のふき替え、塗装又は防水工事	軒天井、破風板及び鼻隠しを含む
10	外壁の張り替え又は塗装工事	
11	部屋の間仕切りの変更工事	
12	床、壁、窓、天井又は屋根の断熱改修工事	ガラス及びサッシのみの交換は対象外
13	床材、内壁材又は天井材の張り替え、塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等 床暖房（ガス・電気式）工事は対象 内装工事に伴う室内カーテン・ブラインドの取り替え又は新設は対象（単独は対象外）
14	ふすま紙又は障子紙の張り替え並びに畳の取替え	表替え又は裏返しを含む
15	雨どい等の取り替え又は修理	
16	建具及び開口部の取り替え又は新設工事	手動・電動シャッターは対象 建具・開口部工事に伴う窓ガラス、網戸又は防犯フィルムの取り替え又は新設は対象（単独は対象外）
17	造り付け収納家具工事（造作大工工事が伴うもの）	
18	他の対象工事と併せて行うLED照明に関する節電工事	
19	防音工事	防音天井、防音壁又は防音サッシの改修等
20	太陽光発電システム設置工事	太陽熱高度利用設備の設置工事は対象外
21	住宅の解体工事	リフォームに伴う部分の解体は対象（単独は対象外）

一部対象外工事

No.	リフォーム工事内容	備考
1	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等）	大磯町等で実施している他の補助金を利用していない部分は対象（利用している部分は対象外）

対象外工事

No.	リフォーム工事内容	備考
1	新築工事	敷地内、別棟の増築も対象外
2	車庫、物置、倉庫等の工事	
3	店舗、工場、事務所のリフォーム	
4	門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事	
5	植樹、剪定等の植栽工事	
6	下水道、合併処理浄化槽工事	
7	雨水浸透ます、雨水タンク設備の設置工事	
8	太陽熱高度利用設備の設備工事	
9	防犯ライト・カメラの設置工事	
10	電話、インターネット、テレビアンテナ（地上デジタル）の設置・配線工事	
11	エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具等、家具の購入・設置	天井埋め込み形の照明器具等も対象外
12	消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器も対象外
13	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬品散布・塗布	
14	ハウスクリーニング、排水管清掃等	
15	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	
16	耐震改修工事	昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築の場合は、大磯町住宅耐震化事業補助を利用可能

別表第3（第12条関係）

経過年数	返還（納付）金額
1年未満	補助金確定額の100%
1年以上2年未満	補助金確定額の90%
2年以上3年未満	補助金確定額の80%
3年以上4年未満	補助金確定額の70%
4年以上5年未満	補助金確定額の60%
5年以上6年未満	補助金確定額の50%
6年以上7年未満	補助金確定額の40%
7年以上8年未満	補助金確定額の30%
8年以上9年未満	補助金確定額の20%
9年以上10年未満	補助金確定額の10%

第1号様式（第6条関係）

大磯町空き家等対策事業補助金交付申請書

年 月 日

大磯町長 様

住 所

ふりがな
氏 名

電話番号

年度において事業等を実施したいので、次のとおり大磯町空き家等対策事業補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 空き家等の位置図
- (2) 空き家等の現況写真
- (3) 空き家等の建築した年が分かる書類
- (4) 空き家等の登記事項証明書
- (5) 解体工事又はリフォーム工事の見積書の写し
- (6) 空き家等であることが分かる次のいずれかの書類
 - ア 電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類
 - イ その他空き家等であることが容易に認められる書類
- (7) 申請者が入居者又は入居予定者の場合は、空き家等の売買契約書又は賃貸借契約書の写し又は売買又は賃貸借の同意が得られたことを証する書類
- (8) 解体工事又はリフォーム工事の実施について、所有者又は相続人からの同意が得られたことを証する書類
- (9) 大磯町空き家等対策事業補助金交付要綱に係る世帯状況届兼同意書（第1号様式の2）
- (10) その他町長が必要と認める書類

第1号の2様式（第6条関係）

大磯町空き家等対策事業補助金交付に係る世帯状況届兼同意書

年 月 日

大磯町長 様

住 所

ふり がな
氏 名

電話番号

大磯町空き家等対策事業補助金の交付を受けたいので、大磯町空き家等対策事業補助金交付要綱第3条第3項第1号に規定する同一世帯の住民基本台帳及び課税状況について調査することを同意します。

私と同一の世帯に住所を置く全ての者は、次のとおりです。

①	ふり がな 氏 名 (住民票世帯全員分)	生 年 月 日	続 柄
②		年 月 日	
③		年 月 日	
④		年 月 日	
⑤		年 月 日	

第2号様式（第7条関係）

大磯町空き家等対策事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

大磯町長 印

年 月 日付で申請のあった大磯町空き家等対策事業補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

交付する

(1) 交付決定額 _____ 円

(2) 交付条件 この補助金は、大磯町補助金等交付規則及び大磯町空き家等対策事業補助金交付要綱に規定する事項を条件として交付する。

交付しない

交付しない理由 _____

第3号様式（第8条関係）

大磯町空き家等対策事業補助金変更承認申請書

年 月 日

大磯町長 様

住 所

ふりがな
氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった大磯町空き家等対策事業補助金に係る補助事業等を次のとおり変更したいので、承認を受けたく申請します。

1 変更承認の対象（具体的に記述すること。）

変更後	変更前

2 変更の理由

第4号様式（第8条関係）

大磯町空き家等対策事業補助金変更承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

大磯町長 印

年 月 日付けで申請のあった大磯町空き家等対策事業補助金に係る補助事業等の変更の承認について、次のとおり決定したので通知します。

承認する

(1) 既交付決定額 _____ 円

(2) 変更承認の対象 変更承認の対象は、大磯町空き家等対策事業補助金変更承認申請書に記載のとおりとする。

(3) 変更後交付決定額 _____ 円

承認しない

承認しない理由 _____

第5号様式（第8条関係）

大磯町空き家等対策事業補助金中止承認申請書

年 月 日

大磯町長 様

住 所

ふりがな
氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった大磯町空き家等対策事業補助金に係る補助事業等を次のとおり中止したいので、承認を受けたく申請します。

中止の理由（具体的に記載すること。）

第6号様式（第8条関係）

大磯町空き家等対策事業補助金中止承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

大磯町長 印

年 月 日付けで申請のあった大磯町空き家等対策事業補助金に係る補助事業等の中止の承認について、次のとおり決定したので通知します。

承認する

承認しない

承認しない理由 _____

第7号様式（第9条関係）

大磯町空き家等対策事業補助金実績報告書

年 月 日

大磯町長 様

住 所

ふりがな
氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった大磯町空き家等対策事業補助金に係る補助事業等の実績について、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 解体工事又はリフォーム工事の請負契約書の写し
- (2) 解体工事又はリフォーム工事に係る届出書等の写し
- (3) 解体工事又はリフォーム工事の完了写真
- (4) 解体工事又はリフォーム工事の領収書の写し
- (5) 廃棄物に関する処分証明書等の写し（解体工事の場合に限る。）
- (6) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し（建築確認申請が必要なリフォーム工事の場合に限る。）
- (7) リフォーム工事を行った住宅に転居したことが分かるものの写し（申請者が入居者又は入居予定者の場合に限る。）

第8号様式（第10条関係）

大磯町空き家等対策事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

大磯町長 印

年 月 日付けで報告のあった大磯町空き家等対策事業補助金に係る補助事業等の実績に基づき、次のとおり大磯町空き家等対策事業補助金の額を確定したので通知します。

交付確定額 _____ 円

第9号様式（第11条関係）

大磯町空き家等対策事業補助金交付請求書

年 月 日

大磯町長 様

住 所

ふりがな
氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で確定のあった大磯町空き家等対策事業補助金について、次のとおり交付を請求します。

1 交付請求額 _____ 円

2 補助金振込先

金融機関名		預（貯）金種目
金 庫		1 普通
銀 行	店	2 当座
組 合	所	3 その他（ ）
口座番号	口座名義	
	ふりがな	
	【口座名義は、通帳等を確認して正確に記載してください。】	

第10号様式（第12条関係）

大磯町空き家等対策事業補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

大磯町長 印

年 月 日付け 第 号で確定のあった大磯町空き家等対策事業補助金については、交付の決定を取り消しましたので、大磯町空き家等対策事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり返還を命じます。

- 1 交付請求額 _____ 円
- 2 交付済額 _____ 円
- 3 返還命令額 _____ 円
- 4 納付期限 _____ 年 月 日 まで
- 5 取消理由 _____

- 6 備 考 _____
